

<個人>

A10 診療所の院長が、同一生計の配偶者やその他の親族に対して給与を支払った場合には、一定の条件を満たせば、その一部または全部が必要経費に算入されます。

青色事業専従者については、青色専従者給与の届け出を行い、その届け出の範囲内で労務の対価として相当と認められる場合には必要経費に算入されます。

白色申告者の場合は、次のうちいずれか低い金額が必要経費となります。

(1) 専従者一人につき、50万円（配偶者は86万円）

(2) 事業所得の金額÷（専従者＋1）

なお、事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等については、所得税法第57条で次のように定められています。

【所得税法第57条（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）】

1 青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）

で専らその者の営む事業に従事するものが、当該事業から一定の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、その給与の金額でその労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、その事業の種類及び規模、その事業と同種の事業でその規模が類似するものが支給する給与の状況等に照らしその労務の対価として相当であると認められるものは、その者のその給与の支給に係る年分の当該事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入し、かつ、当該青色事業専従者の当該年分の給与所得に係る収入金額とする。

2 その年分以後の各年分の所得税につき青色事業専従者給与の規定の適用を受けようとする者は、その年3月15日まで（その年1月16日以後新たに同項の事業を開始した場合には、その事業を開始した日から2月以内）に、青色事業専従者の氏名、その職務の内容及び給与の金額並びにその給与の支給期その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 白色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢15歳未満である者を除く。）で専らその居住者の営む事業に従事するもの（以下この条において「事業専従者」という。）がある場合には、その居住者のその年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、各事業専従者につき、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を必要経費とみなす。

① 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ その居住者の配偶者である事業専従老人 86万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 50万円

② その年分の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の

金額（この項の規定を適用しないで計算した場合の金額とする。）を当該事業に係る事業専従者の数に一を加えた数で除して計算した金額

- 4 白色事業専従者の規定の適用があつた場合には、各事業専従者につきこの規定により必要経費とみなされた金額は、当該各事業専従者の当該年分の各種所得の金額の計算については、当該各事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなす。
- 5 白色事業専従者の規定は、確定申告書にこの規定の適用を受ける旨及びこの規定により必要経費とみなされる金額に関する事項の記載がない場合には、適用しない。